文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画（17文科施第231号）の一部を次のように変更する。

第１章２⑷中「教員研修センター」を「教職員支援機構」に改める。

第４章第４節２⑶ア中「緊急被ばく医療派遣チーム」を「被ばく医療派遣チーム」に改め、「汚染・被ばく患者」に後に、「及び被ばく傷病者」を加える。

第４章第４節２⑶イ中「大学病院」を「大学等」に改め、「対し」を「要請し」に改め、「、」を「並びに」に改め、「公的医療機関及び民間医療機関」を「大学病院」に改める。

第４章第５節１⑶中「緊急被ばく医療体制」を「被ばく医療体制」に改める。

第４章第５節２⑵中「緊急被ばく医療」を「被ばく医療」に改め、「緊急被ばく医療派遣チーム」を「被ばく医療派遣チーム」に改め、「被ばく患者」を「汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者」に改め、「被ばくしたおそれのある者」を「汚染・被ばくしたおそれのある者」に改める。

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、鹿児島県知事及び枕崎市長に対し枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同法第19条の３条第10項の規定に基づき、公表する。

平成29年６月23日

農林水産大臣　山本　有二

１　廃止を要求した理由

本地区において、更なる衛生管理対策の強化、漁業活動の安全性の向上及び効率化等を図るため、既計画を見直しした結果、新規に計画を策定することが必要になったことから、本事業の廃止を要求したものである。

２　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

一部着手中である係留施設等以外の施設は、工事が完了している。

３　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

航路等の整備により、安全な漁業活動の確保が図られている。また、荷さばき所等の整備により、水産物の衛生管理が図られている。

４　廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止に当たっては、未整備となっている施設を精査し、他事業への移行及び新規に策定する計画に編入するため影響はない。

５　今後の課題と対応に関する事項

新規に策定する計画を着実に進捗させることが必要である。

枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第２項の規定に基づき、次のとおり枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成29年６月23日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のとおり」は省略し、枕崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、鹿児島県庁及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので公表する。

平成29年６月23日

経済産業大臣　世耕　弘成

資源エネルギー庁長官　日下部　聡

中小企業庁長官　宮本　聡

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第３節を次のように改める。

この計画に定めるもののほか、経済産業省が実施する武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置については、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第８号に規定する防災基本計画をいう。）及び経済産業省防災業務計画の定めの例により行うものとする。

第３章第２節２Ａ．を次のように改める。

Ａ．指定公共機関

商務情報政策局情報処理振興課

独立行政法人情報処理振興推進機構

産業技術環境局技術振興課

国立研究開発法人産業技術総合研究所

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

内閣総理大臣の指定を受けた電気事業者及びガス事業者

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電力広域的運営推進機関

第３章第３節２⑵②ウを次のように改める。

ウ　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第21条第３項、第61条第３項及び第96条第３項の規定に基づき、ガス工作物の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命令する。

・ガス工作物の使用の一時停止又は制限

・ガス工作物の移転

・ガス工作物内におけるガスの廃棄

第４章第２節４を次のように改める。

４　武力攻撃原子力災害への対応措置に関する職員等派遣体制の整備

第４章第４節１⑵①を次のように改める。

①　原子炉施設等の使用が停止したときは、資源エネルギー庁は、実用発電用原子炉（原子炉等規制法第23条第１項第１号の発電の用に供する原子炉をいう。以下同じ。）の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、実用発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取する。また、資源エネルギー庁及び指定公共機関である電力広域的運営推進機関は、当該原子力事業者以外の電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業務改善命令、供給命令等を発出するものとする。

告　示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮城労働局の関係事業主を代表する者神浩幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年６月23日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年７月７日

４　推薦書及び添付書類提出先　宮城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。